

厚生労働省
東京労働局発表
令和5年1月27日

担当
東京労働局職業安定部職業対策課
課長 山本 貴彦
課長補佐 渡邊 克己
電話 03-3512-1662 (直通)
FAX 03-3512-1565

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (令和4年10月末現在)

～外国人労働者数は約50万人 届出義務化以降、過去最高を更新～

東京労働局（局長 辻田 博）はこのほど、令和4年10月末現在の東京労働局管内の外国人雇用についての届出状況を取りまとめましたので、公表します。

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ及び離職時に、氏名、在留資格、在留期間、在留カード番号などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）に届け出ることを義務付けているものです。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者*です。数値は令和4年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

*特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。

【届出状況のポイント】

①外国人労働者数は500,089人で、前年同期比で14,707人（3.0%）増加（平成19年に届出が義務化されて以降、過去最高を更新）。

●国籍別では、中国が最も多く164,677人（外国人労働者数全体の32.9%）。次いでベトナム78,674人（同15.7%）、ネパール39,657人（同7.9%）、韓国36,894人（同7.4%）、フィリピン34,575人（同6.9%）の順。対前年伸び率は、インドネシア（28.5%）、ミャンマー（24.0%）、ネパール（7.2%）、フィリピン（6.3%）、アメリカ（3.5%）が高い。

●在留資格別では、「専門的・技術的分野」が最も多く183,694人で、前年同期比16,096人（9.6%）の増加。次いで、永住者や日本人の配偶者など「身分に基づく在留資格」が141,989人（同7,002人（5.2%）の増加）、「資格外活動」が132,822人（同10,844人（7.5%）の減少）、と続く。尚、「資格外活動（うち留学）」については102,232人（同12,720人（11.1%）の減少）であり、「資格外活動」全体の77.0%を占める。

●産業別では、「宿泊業、飲食サービス業」が最も多く105,066人（外国人労働者数全体の21.0%、前年同期比0.9%減少）。次いで「卸売業、小売業」が85,441人（同17.1%、同0.5%減少）。

②外国人労働者を雇用する事業所数は76,211か所で、前年同期比3,053か所（4.2%）増加（平成19年に届出が義務化されて以降、過去最高を更新）。

●産業別では、「卸売業、小売業」が最も多く17,501か所（外国人雇用事業所全体の23.0%、前年同期比3.7%増加）。次いで「宿泊業、飲食サービス業」15,338か所（同20.1%、同3.7%増加）。